

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令案

平成25年12月
国土交通省

I. 背景

港湾法（昭和25年法律第218号）第55条の7第1項及び第55条の8第1項並びに特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）第6条第1項においては、港湾管理者が民間事業者等に対し施設整備等の資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付け条件が一定の基準（以下「貸付けの条件の基準」という。）に適合する場合には、国が港湾管理者に対して当該資金を貸し付けることができることとされている。

この貸付けの条件の基準として、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）において、民間事業者等に対して担保の提供を求めることを定めているところ、近年、我が国港湾の国際競争力の強化のため民間事業者等による積極的な施設整備を促進し港湾機能の向上を図る必要が生じていること等を踏まえ、貸付けの条件の基準のうち、当該担保提供義務を廃止することとする。

II. 改正の概要

（1）港湾法施行令の一部改正

- ① 港湾法第55条の7第1項に基づく貸付け（特定用途港湾施設（同条第2項）の建設等に係る民間事業者への資金の貸付け）に係る港湾管理者の貸付けの条件の基準から、担保提供義務を定めた港湾法施行令第6条第5号及び第6号を削除する。
- ② 港湾法第55条の8第1項に基づく貸付け（埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る港湾運営会社に対する貸付け）の条件の基準を定めた港湾法施行令第10条（同令第6条（①）の準用）について所要の改正を行う。

（2）特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条第1項に基づく貸付け（外貿埠頭の建設等に係る資金の貸付け）に係る港湾管理者の貸付けの条件の基準から、担保提供義務を定めた特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令第3条第7号及び第8号を削除する。

（3）その他

この政令の施行前に行われた貸付けについて、従来の貸付けの条件の基準を適用させるよう経過措置を置くとともに、所要の改正を行う。

III. スケジュール

閣 議： 平成25年12月 3日（火）
公 布・施 行： 平成25年12月 6日（金）